

令和7年度 東京都立王子特別支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

東京都立王子特別支援学校（以下、「本校」とする。）は、いじめが、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであるとの認識に立ち、以下の方針によりいじめ問題の防止と解決に取り組む。

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 児童・生徒をいじめから守り、いじめの解決に向けた行動を促す指導を充実させる。
- (3) いじめの防止、早期発見、早期解決に向けた教員の指導力向上に努める。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した組織的な取組を推進する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、在籍する児童・生徒の保護者、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針(平成26年7月10日)」を受けいじめ防止対策を計画的、組織的に実施するため、「東京都立王子特別支援学校いじめ対策委員会」を設置する。

- 1) いじめの防止、対応等について組織的な活動を推進し、いじめなどの対処を適切に行う。
- 2) いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

イ 所掌事項

- 1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応に関して具体的な助言を行う。
- 2) 本校の特性に応じた効果的な取組に対して助言を行う。

ウ 会議

- ・年3回程度開催する。

いじめと疑われる相談、通報があった場合には委員長が会議を緊急招集する。

エ 委員構成

- 1) 委員長 校長
- 2) 副委員長 副校長
- 3) 委員 生活指導主任 教務主任 進路指導主任 学年主任 養護教諭 学校医
その他 校長が必要と認める者とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となった取組を進めるため、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- 1) いじめの未然防止のため、児童・生徒の課題の共通理解を図る。
- 2) 問題行動が明らかになった場合は、具体的な対応策を協議する。

ウ 会議

学校サポートチーム会議を学期に1回、学校運営連絡協議会と合わせて開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- 1) 学校校運営連絡協議会委員をもって構成し、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない。」という意識を学校全体に浸透させる。

イ 児童・生徒の実態に合わせ、日常生活を含めた学習活動全般を通して、人権意識を育み、いじめを行わない態度・能力を育成する。

ウ 校内研修の充実等を通じ、教職員の資質の向上を図る。

エ 児童・生徒を対象にいじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止指導を学年集会や犯罪被害・加害防止のためのセーフティ教室等で実施する。

オ 保護者を対象にいじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止の啓発を保護者会やセーフティ教室等で実施する。

(2) 早期発見のための取組

ア 日常の児童・生徒の様子を把握し、小さな変化を見逃さずいじめの芽を早期に発見する。

イ 家庭との連絡帳のやり取りや直接のやり取り等を通し情報共有し連携を図る。

イ 児童・生徒へのアンケート調査、面談を実施する。

ウ 相談ルームの活用を進める。時間を決めて生徒の相談を聞き、個に応じた支援体制を整備する。

エ 教職員全体による、校内巡回を通じた児童・生徒の観察を実施する。

オ 「ふれあい月間」を通じて、いじめの兆候を見逃さないという教職員の意識を向上させる。

カ 学校だよりや保護者会等を積極的に活用し啓発活動を行う。

キ 心理士（外部専門員）を保護者へ紹介する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した際は、速やかに、組織的に対応する。

発見教員 → 学年主任 → 生活指導部 → 管理職への報告、連絡、相談 → 学校いじめ対策委員会の召集

イ いじめを受けた児童・生徒及びいじめを伝えた児童・生徒の安全確保、外部専門員を活用したケアを進める。

ウ 教育的配慮の下、いじめを行った児童・生徒に適切な対応をする。

エ いじめに気付いた児童・生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

オ 保護者への支援や助言、関係機関、専門家等との相談や連携を図る。

カ 必要に応じて保護者会を開催し、情報の共有を図る。

(4) 重大事態への対応

- ア いじめを受けた児童・生徒の安全の確保を行い、落ち着いて教育が受けられるような環境を確保する。
- イ 関係機関、専門家等と相談・連携し、迅速に対応する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われると認められる事案については、速やかに管轄の警察と連携を図る。
- エ 東京都教育委員会または東京都知事が行う重大事態に拘る事実関係を明確にするための調査に速やかに対応する。

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム連絡会の記録を全教職員が共有し、いじめ未然防止への意識を高める。
- (2) 学校いじめ対策委員会を中心に外部専門家と連携し校内研修会を企画し、いじめ防止研修会を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会等で、いじめ未然防止・対応について学校の指導方針を周知し、家庭の理解と協力を得るようにする。
- (2) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童・生徒とその保護者、いじめを行った児童・生徒と保護者には、学校サポートチームから助言を受けながら対応する。
- (3) 保護者からの相談を、外部専門家が受けられることを面談等で周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム会議での意見や助言を教職員に周知する。
- (2) 管轄警察署担当者から、セーフティ教室の機会等に校内の視察を依頼し、具体的な課題についての助言を受ける。
- (3) 必要に応じ、福祉機関、医療機関、警察、児童相談所等と情報の共有を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止に向けた取組について学校評価をアンケート形式で行う。
アンケート結果を学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム会議で検討し、常に改善に努める。

附則 この「いじめ防止基本方針」は、令和7年4月1日から施行する。